

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成25年 5月 8日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 3 件

NO.		不適合件名	グレード	備考
1	4号機	燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩器(B)出口弁用電磁弁において、カニあわ程度の空気もれが認められたため、当該電磁弁を点検・修理。	GIII	
2	4号機	原子炉キャビティ、貯蔵プール換気空調系(排気系B)計装ラック内計装用圧縮空気元弁及びミニチュア弁のグランド部において、カニあわ程度の空気もれが認められたため、当該弁を点検・修理。	GIII	
3	4号機	原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩装置計装用圧縮空気配管収納箱内空気元弁のグランド部において、カニあわ程度の空気もれが認められたため、当該弁を点検・修理。	GIII	